

東北地方整備局からの情報提供

1. 緊急自然災害防止対策事業債
2. 緊急防災・減災事業債
 - ・危機管理型水位計の整備に活用可能
3. 地域メディア連携協議会について

平成31年5月

東北地方整備局

1 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される地方単独事業

(1) 対象施設

治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

(2) 具体的な対象事業

- ・ 国庫補助事業の要件を充たさない事業を対象とする。
※ 国庫補助要件を充たす事業は、国庫補助事業が不採択となった場合でも対象としない。

2 緊急自然災害防止対策事業計画

本計画については、対象施設の区分ごとに分類した上で、個別の事業ごとに作成する。

(1) 記載事項

- ① 事業の概要（内容、期間、事業費、財源内訳）
- ② 事業の必要性、緊急性

以下の（i）～（iii）等を踏まえた事業の必要性・緊急性（優先度）を記載。

（i）事業の対象となる地域の危険性

- ・ 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域の危険性について記載。
※ 事業の対象となる地域には、地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域も含む。

2 緊急自然災害防止対策事業計画（続き）

（ii）事業の対象となる施設に係る防災・減災面での点検結果

- ・ 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合、当該点検の結果を記載。

（iii）事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

- ・ 個別施設計画（同種・類似の計画を含む）が未策定の場合には、今後の策定見込みについて記載。

（2）手続

- ・ 各地方公共団体が当該施設を所管する省庁に対し、計画を提出。
- ・ 関係省庁の確認を経た後、当該地方公共団体は、総務省に対し、起債の届出・協議に併せ、当該計画を提出。
※市町村は都道府県を経由して行う。

3 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

4 財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

事務連絡
平成31年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

平成31年度地方債同意等基準（平成31年総務省告示第173号）等に定めるとおり、地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害の発生予防・拡大防止に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業債を創設したところです。

本事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地

方単独事業（国庫補助事業の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助事業の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

- 国庫補助事業の要件を満たさない総事業費の一級河川、二級河川又は準用河川に係る河川改修

（例）

- ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修
- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修

- 普通河川に係る河川改修

- 国庫補助事業の要件を満たさない容量の雨水貯留浸透施設の整備

（例）

- ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業での対象工事とならない 500 m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備 等

イ ダムに関する事業

総事業費が概ね 4 億円未満のダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等

（3）財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

（4）事業期間

平成 31 年度及び平成 32 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

（1）施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（河川に係る事業分）を、国土交通省に提出する。

（2）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。

（3）国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。

（4）施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。

（5）市町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関する事>

(河川に係る事業(ダム事業を除く))

国土交通省水管理・国土保全局治水課

課長補佐 大吉、流域水害対策係長 秋田

TEL:03-5253-8455(内線 35583)

(ダム事業)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室

課長補佐 山本、ダム管理係長 鶴岡

TEL:03-5253-8449(内線 35492、35494)

<事業債の制度に関する事>

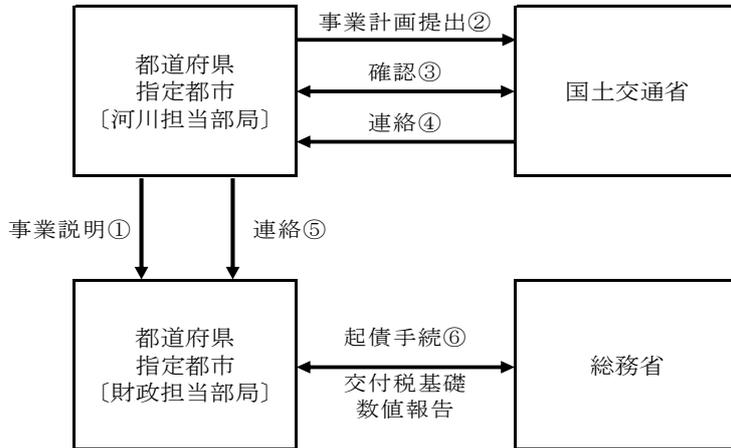
総務省自治財政局地方債課 植村、川島

TEL:03-5253-5629(直通)

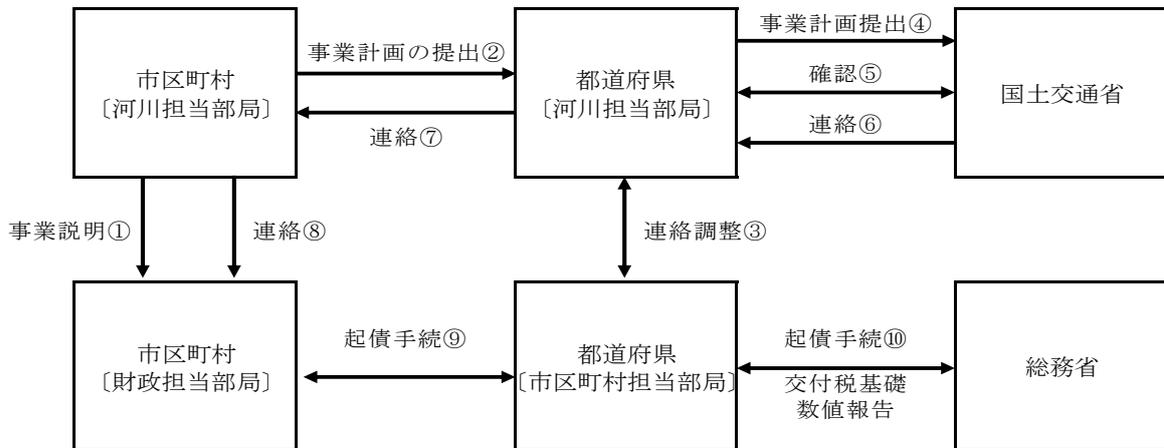
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における河川に係る事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



年度 緊急自然災害防止対策事業計画

都道府県名：●●県

市町村（組合）名：〇〇市

担当課室名：▲▲課

連絡先：●●●-●●●-●●●●

事業名	●●川河川改修事業	対象施設の区分	河川		
事業の内容 (施工場所(所在地))	〇〇市が管理する●●川に係る河道掘削、排水機場の整備を行うもの。 (〇〇市●●地区)				
実施期間	2019年11月～2021年3月				
財源 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源	その他特定財源
	2019年度	150,000	150,000	0	0
	2020年度	200,000	200,000	0	0
	計	350,000	350,000	0	0
事業の必要性、 緊急性	<p>・市内を流れる●●川は、過去にも台風による大雨等に際し、幾度となく堤防決壊等による氾濫を繰り返してきており（例：昭和50年、平成6年）、●●川よりも低位にある●●地区等が浸水し、同地区等の多数の家屋に浸水被害が生じるとともに、学校等をはじめとした公共施設にも大きな浸水被害が生じてきた。</p> <p>・平成30年度に、市が所有・管理する河川管理施設について、市独自の一斉点検を行った結果、今後想定される大雨等が発生した際、現在の河道や排水機場の状態では、過去に生じたような浸水被害が再び発生する可能性があることが判明したところ。</p> <p>・今回整備する河川管理施設については、個別施設計画は未策定であり、平成31年度中に策定予定だが、上記の状況から、緊急に河道掘削と排水機場の追加整備を実施する必要がある。</p>				

<参考> 国庫補助対象とならない理由

防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修事業であるため。

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業(6を除く)】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設(地域防災センター等) ○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段 ○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設 ○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備 ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画に、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 <p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○<u>消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備</u>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化 ○<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</u> ○高機能消防指令センター(消防救急無線のデジタル化に伴うもの) ○<u>防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</u> ○災害時オペレーションシステム 	<p>(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象 <p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業</p>

水位計

(※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

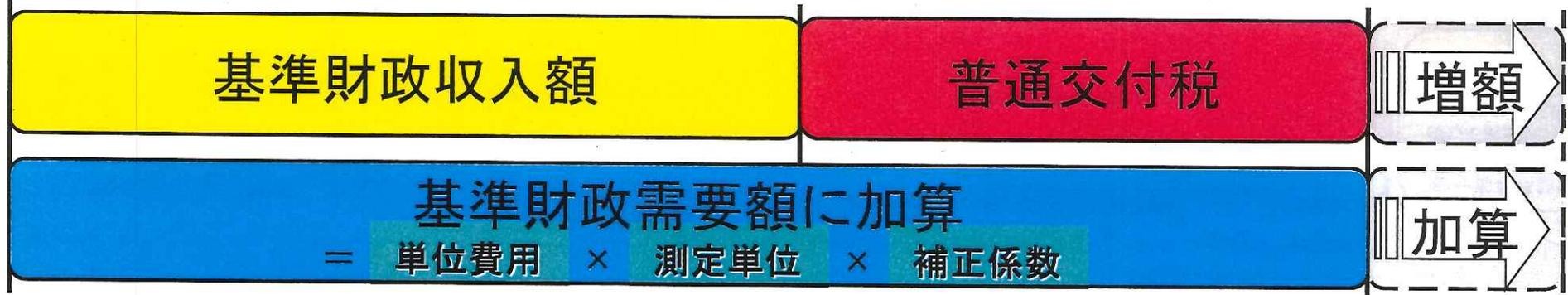
平成29年度から平成32年度

地方債における地方交付税措置の仕組み②

- 特定の地方債においては、元利償還金(元金及び利息)の一定割合を、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入する措置(地方交付税措置)が講じられています。

地方交付税措置の仕組み

普通交付税の基準財政需要額に、当該地方債の元利償還金の一定割合が加算されることにより、普通交付税額の額が増額されます。



主な事業と地方交付税措置率等

事業名	充当率	地方交付税措置率
緊急防災・減災事業	100%	70%
防災対策事業	75% (※1)	30% (※1)
公共施設等適正管理推進事業	90% (※2)	30%等
施設整備事業(一般財源化分)	1/3等(従前の補助金額の100%)	70%
過疎対策事業	100%	70%
辺地対策事業	100%	80%

※1 デジタル化関連事業等：充当率90%、地方交付税措置率50%
 ※2 市町村役場機能緊急保全事業：地方交付税措置対象分75%

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト概要

本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアの関係者等が「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かした対応策、連携策を検討し、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させる6つの連携プロジェクトをとりまとめ実行する。

○プロジェクト参加団体

<マスメディア>

日本放送協会(NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
NPO法人気象キャスターネットワーク
エフエム東京
全国地方新聞社連合会
一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(VICS)

<ネットメディア>

LINE株式会社、Twitter Japan株式会社
グーグル合同会社、ヤフー株式会社
NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社

<行政関連団体>

一般財団法人マルチメディア振興センター(Lアラート)

<市町村関係者>

新潟県見附市

<地域の防災活動を支援する団体>

常総市防災士連絡協議会

<行政>

国土交通省水管理・国土保全局、道路局
気象庁

○会議の流れ

10月 4日 第1回全体会議
10月11日 第1回WG
10月24日 第2回WG
11月 8日 第3回WG
11月22日 第4回WG
11月29日 第2回全体会議



第1回全体会議
(平成30年10月4日)

○住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト ～受け身の個人から行動する個人へ～

課題1 より分かりやすい情報提供のあり方は

A: 災害情報単純化プロジェクト ～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～

水害・土砂災害情報統合ポータルサイトの作成、情報の「ワンフレーズマルチキャスト」の推進、
気象キャスター等との連携による災害情報用語・表現改善点検

課題2 住民に切迫感を伝えるために何ができるか

B: 災害情報我がことプロジェクト～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現～

地域防災コラボチャンネル(CATV×ローカルFM)、新聞からのハザードマップへの誘導、
マイ・ページ機能の導入、テレビ、ラジオ、ネットメディア等が連携した「マイ・タイムライン」普及

C: 災害リアリティー伝達プロジェクト

～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～
河川監視カメラ画像の積極的な配信、専門家による災害情報の解説、
ETC2.0やデジタルサイネージ等を活用した道路利用者への情報提供の強化

D: 災害時の意識転換プロジェクト

～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～
住民自らの避難行動のためのトリガー情報の明確化、緊急速報メールの配信文例の統一化

課題3 情報弱者に水害・土砂災害情報を伝える方法とは

F: 地域コミュニティ避難促進プロジェクト

～地域コミュニティの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～
登録型のプッシュ型メールシステムによる高齢者避難支援「ふるさとプッシュ」の提供、
「避難インフルエンサー(災害時避難行動リーダー)」への情報提供支援

上記課題を具体化させるために

E: 災害情報メディア連携プロジェクト

～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～
テレビ・ラジオ・新聞からのネットへの誘導(二次元コード等)、ハッシュタグの共通使用、
公式アカウントのSNSを活用した情報拡散

③0 地方におけるメディア連携協議会の設置

本プロジェクトのような全国的な連携とは別に、地方におけるメディア連携協議会を、例えば、地域に既に設置されている大規模氾濫減災協議会の下部組織に設置し、地方毎のメディア関係者（地方紙、地域CATV、地域ラジオ、NHK地方局、地域民放等）の参加の下、関係者の連携策と情報共有方策の具体化を検討する。また、メディアも連携した防災訓練を実施し、地域の取組を強化する。



メディア分科会において連携策と情報共有方策を検討



メディア連携防災訓練を検討・実施

大規模氾濫減災協議会

メディア連携分科会

メンバー：

国、県、市町村、
地方紙、地域CATV、地域
ラジオ、NHK地方局、地域
民放等

【大規模災害時の情報伝達のための】
地域メディア連携協議会への参画のお願い（案）

趣旨

地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、テレビやラジオ、新聞等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための取組を関係者で連携して実施するため、各機関での取組内容の共有と、連携関係の構築を図る。

メンバー（調整中）

- ・行政：国土交通省東北地方整備局（仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、鳴子ダム管理所、釜房ダム管理所、七ヶ宿ダム管理所）
宮城県土木部、仙台管区气象台
- ・メディア：河北新報社、NHK仙台放送局、東北放送、宮城テレビ、東日本放送、仙台放送、Date FM
J：COM仙台キャベツ、仙台CAT・V
気象キャスター各位

※情報提供・伝達事業の実務担当の方に参加いただくことを想定しています。また、参加者は毎回同じ方である必要はありません。

取組事項

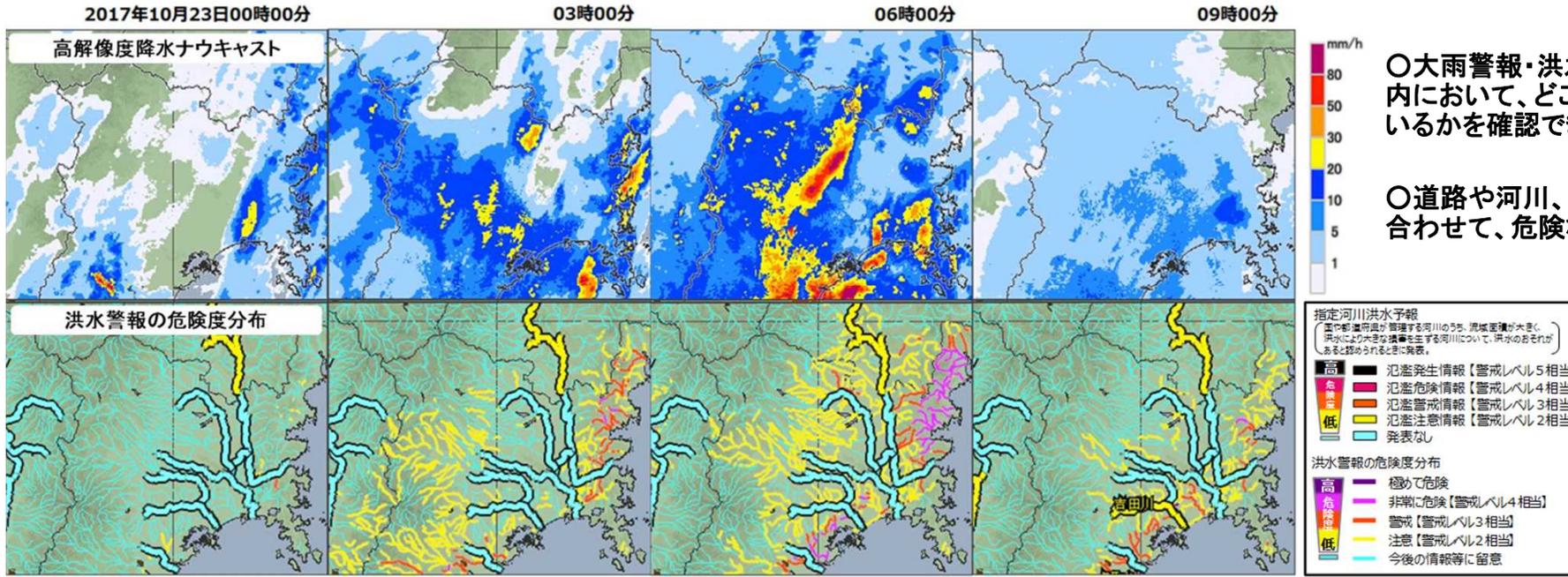
- ・行政とメディアそれぞれの水害・土砂災害情報の提供・伝達に関する取組状況の共有
- ・災害時における住民への効果的な情報伝達のための情報共有、連携方策の調整
- ・平時からの住民等への周知・啓発・訓練等による防災力強化に関する連携方策の調整
- ・災害時における相互の連絡窓口、問い合わせ窓口の調整
- ・本省で開催する全体会議での「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の実施状況等に関する情報共有（ネットメディア、通信会社と連携した全国的な取組）

開催スケジュール

- 5月下旬 第一回 スタートアップ
- 11月頃 第二回 今年の実績、振り返り

※以降、年1～2回程度、定期的で開催

危険度分布



○大雨警報・洪水警報等を発表した市町村内において、どこで実際の危険度が高まっているかを確認できます。

○道路や河川、鉄道などの地理情報と重ね合わせて、危険な場所を確認できます。

流域雨量指数の予測値（防災情報提供システム）

市区町村	基準河川	基準Ⅲ		基準Ⅱ (警報基準)		基準Ⅰ (注意報基準)		過去12時間分の実況値														6時間先までの予測値						既往 最大事例
		単独 基準	単独 基準	複合 基準	単独 基準	複合 基準	14 時	15 時	16 時	17 時	18 時	19 時	20 時	21 時	22 時	23 時	00 時	01 時	02 時	03 時	04 時	05 時	06 時	07 時	08 時			
		分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分			
加美町	鳴瀬川	39.4	35.8		28.5	21.4	7.3	8.3	9.3	10.1	11.0	11.6	11.9	12.0	12.2	12.3	12.4	12.3	12.2	12.0	12.5	15.8	24.0	32.1	33.9	37.6 (2015.09.11)		
	田川	25.4	23.1		15.5	15.3	5.7	6.2	6.8	7.2	7.7	7.9	8.1	8.2	8.4	8.5	8.6	8.5	8.5	8.5	9.0	11.6	18.1	23.3	24.6	27.6 (2015.09.11)		
	多田川	12.3	11.2		8.9	6.8	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	3.9	3.9	3.9	3.9	4.0	4.9	7.5	10.4	11.4	12.4 (2015.09.11)		

○「流域雨量指数の予測値」は、中小河川ごとに、これから6時間先までに洪水危険度がどのくらい高まりそうかという「見通し」が確認できる「予測情報」を提供しています。

○中小河川では急激な水位上昇が発生しますが、この「流域雨量指数の予測値」を活用して、こまめに「水位上昇の見込み」を確認しておくことで、あらかじめ心の準備をしながら、水防活動や避難情報に関する判断をしていくことができます。

対象河川：1991年～2013年に外水氾濫による洪水被害が確認された河川。
 水位周知河川の様な水防上重要な河川。

洪水警報の危険度分布と現地の状況例（大分県日田市小野川）

**【赤】
警戒
(警報級)**

3時間先までに
基準Ⅱ(警報基準)に
到達すると予測

基準Ⅱは、
過去データに基づき
「この基準に到達すると、
重大な災害となる
可能性がある」
という基準を設定。

水位が引き続き上昇し、
3時間先までに
重大な災害となる
可能性がある。

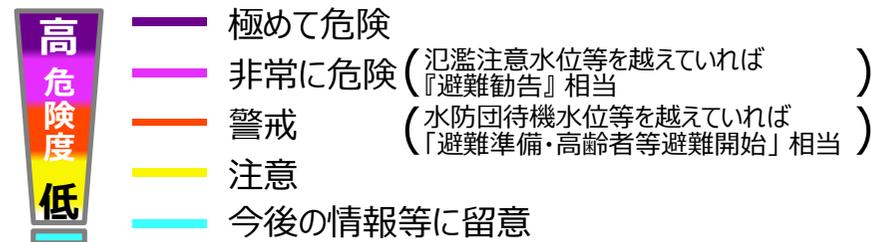
赤色は“水位上昇の見通し”
を表している。写真に示される
“現在の状況”そのものではなく、
そこから事態が更に悪化して
重大な災害となる可能性が
「ある」という“未来の予測”を
表している。



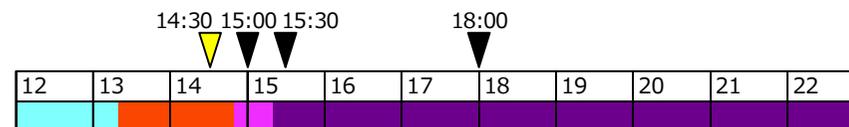
(写真：日田市職員提供)



洪水警報の危険度分布



写真撮影地点（左図の丸印）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



【薄い紫】
非常に危険

3時間先までに
基準Ⅲ(警報基準を
大きく超過した基準)に
到達すると予測

基準Ⅲは、
過去データに基づき
「この基準に到達すると、
重大な災害となる
可能性が高い」
という基準を設定。

水位が引き続き上昇し、
3時間先までに
重大な災害となる
可能性が高い。

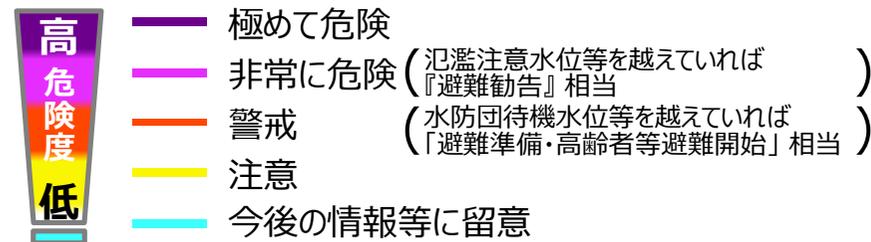
薄い紫色は“水位上昇の見通し”
を表している。写真に示される
“現在の実況”そのものではなく、
そこから事態が更に悪化して
重大な災害となる可能性が
「高い」という“未来の予測”を
表している。



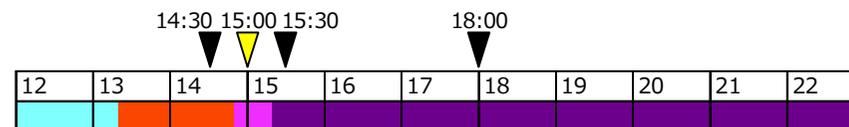
(写真: 日田市職員提供)



洪水警報の危険度分布



写真撮影地点（左図の丸印）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



洪水警報の危険度分布と現地の状況例（大分県日田市小野川）

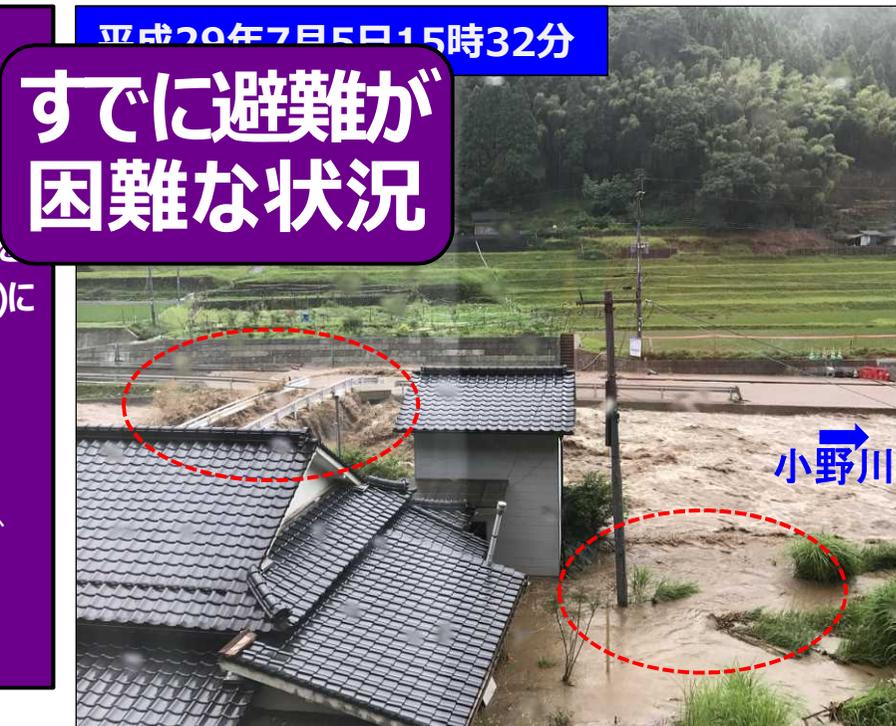
**【濃い紫】
極めて危険**

基準Ⅲ(警報基準)に大きく超過した基準)にすでに到達した

基準Ⅲは、過去データに基づき「この基準に到達すると、重大な災害となる可能性が高い」という基準を設定。

重大な災害がすでに発生している可能性が高い。

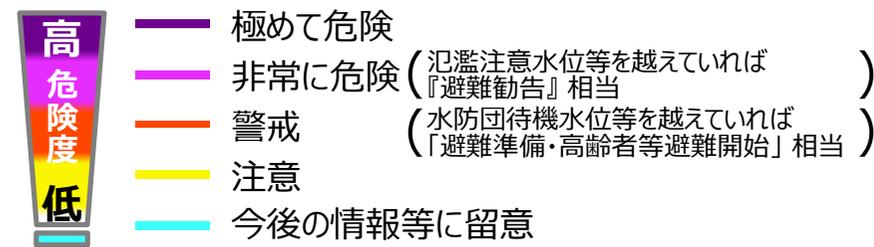
濃い紫色は、重大な災害がすでに発生している可能性が高いことを表し、写真に示されるような“現在の実況”を表している。写真からは、河川からあふれた水で道路の冠水等が発生しており、もはや屋外を移動しようとすると、かえって命に危険が及ぶ状況(避難が困難な状況)となっていることが分かる。



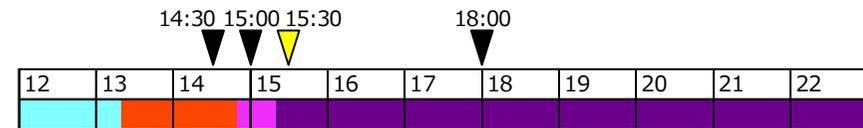
(写真: 日田市職員提供)



洪水警報の危険度分布



写真撮影地点(左図の丸印)における「洪水警報の危険度分布」の危険度(色)の時系列変化



洪水警報の危険度分布と現地の状況例（大分県日田市小野川）

**【濃い紫】
極めて危険**

基準Ⅲ(警報基準)に大きく超過した基準)にすでに到達した

基準Ⅲは、過去データに基づき「この基準に到達すると、重大な災害となる可能性が高い」という基準を設定。



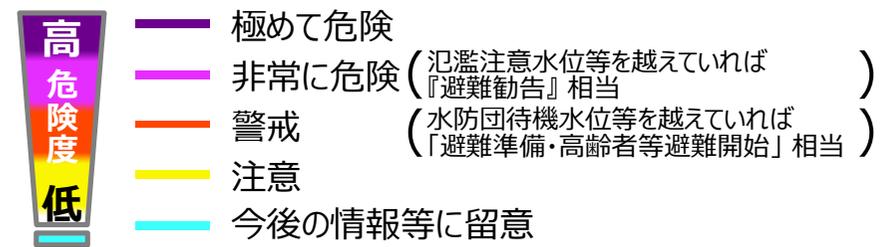
(写真: 日田市職員提供)

重大な災害がすでに発生している可能性が高い。

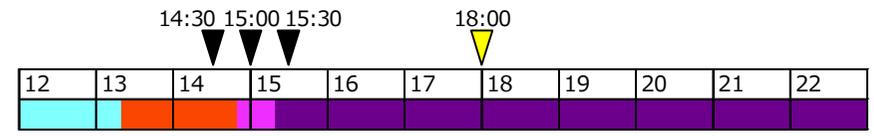
濃い紫色は、重大な災害がすでに発生している可能性が高いことを表し、写真に示されるような“現在の実況”を表している。写真からは、河川からあふれた水で道路の冠水等が発生しており、もはや屋外を移動しようとすると、かえって命に危険が及ぶ状況(避難が困難な状況)となっていることが分かる。



洪水警報の危険度分布



写真撮影地点(左図の丸印)における「洪水警報の危険度分布」の危険度(色)の時系列変化

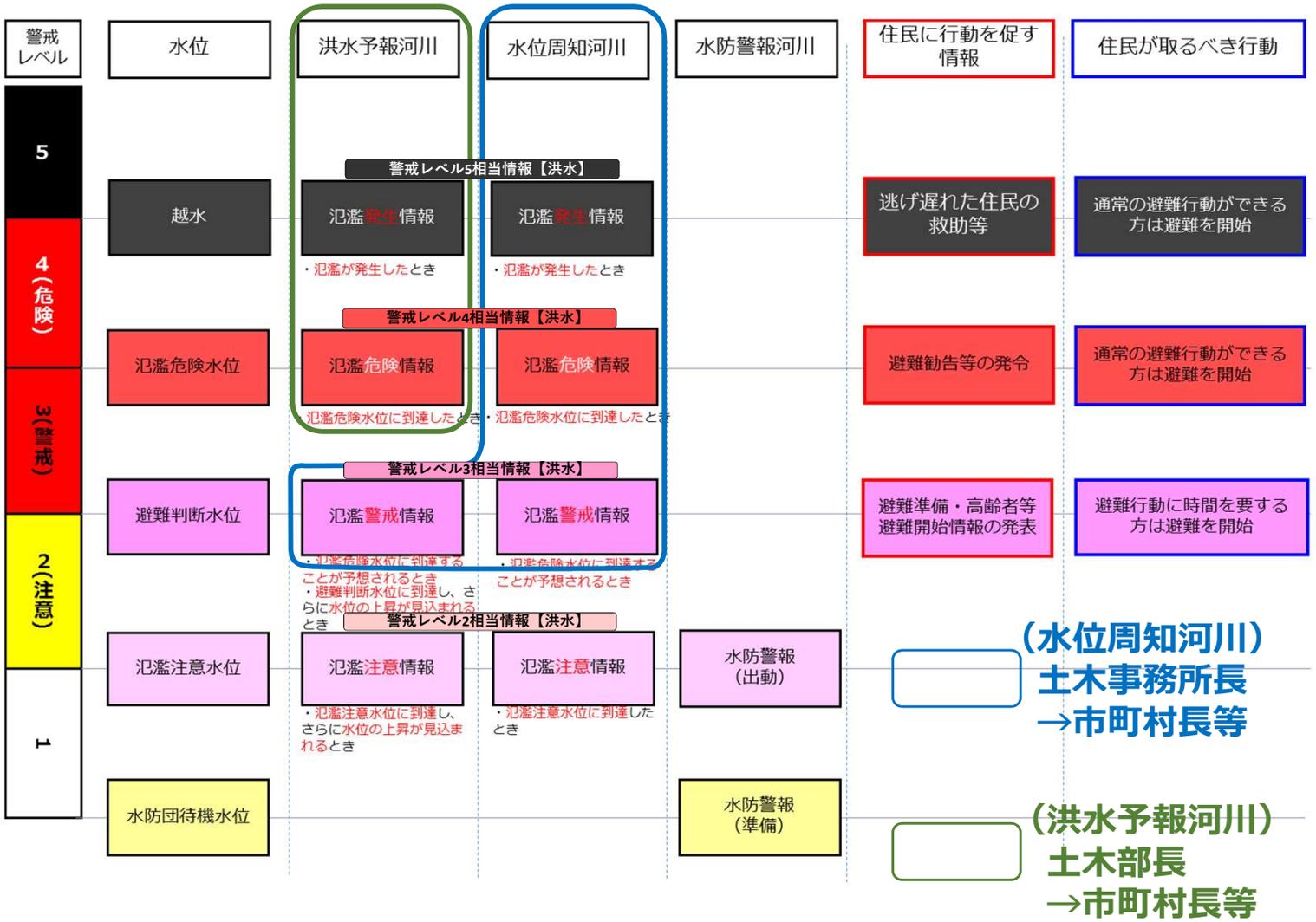


- 宮城県では、洪水予報及び水位周知河川に対し、台風の接近・上陸に伴う洪水を参考対象とした「**みやぎ水害タイムライン**」を作成し、平成29年6月より運用を開始しております。
- **みやぎ水害タイムライン**とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、水象情報に応じ「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したものです。
- **ホットライン**とは、タイムラインに基づき河川管理者から市町村長へ水位情報等を直接提供することにより、市町村長の避難勧告発令等の迅速な判断が可能となるよう支援することを目的に構築しました。
- 平成30年7月豪雨を教訓とし、改定された「**避難勧告等に関するガイドライン**」では、市町村の避難勧告に付された「警戒レベル」と河川管理者等が発信する情報を「**警戒レベル相当情報**」と関係が明確化されました。
- そのため、現在運用しているホットライン・タイムラインについても「警戒レベル相当情報」の記述を追加し、防災情報と避難講堂との関係性を明確化します。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等		洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
		災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	避難準備・高齢者等避難開始	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	洪水注意報 大雨注意報	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性	避難準備・高齢者等避難開始			

ホットライン・みやぎ水害タイムラインについて

避難行動と防災情報（河川水位）との関係性



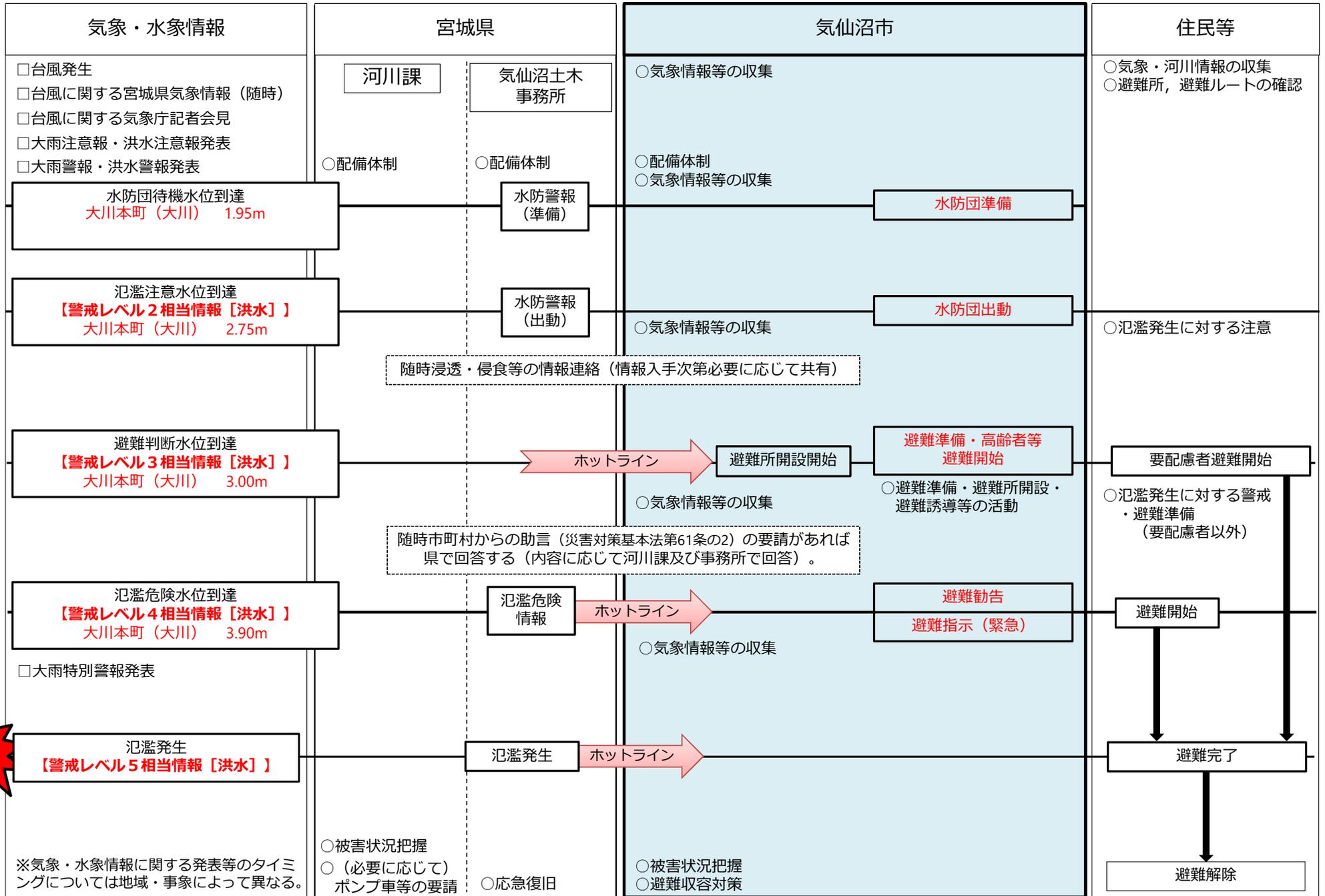
〇気仙沼・南三陸圏域におけるホットライン構築状況

河川名		氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生
大川	水位周知		○	○	○
鹿折川	水位周知		○	○	○
避難情報の目安		(水防団出動)	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)

※氾濫注意水位は、水防団出動判断の目安となります。

大川 大川本町観測所

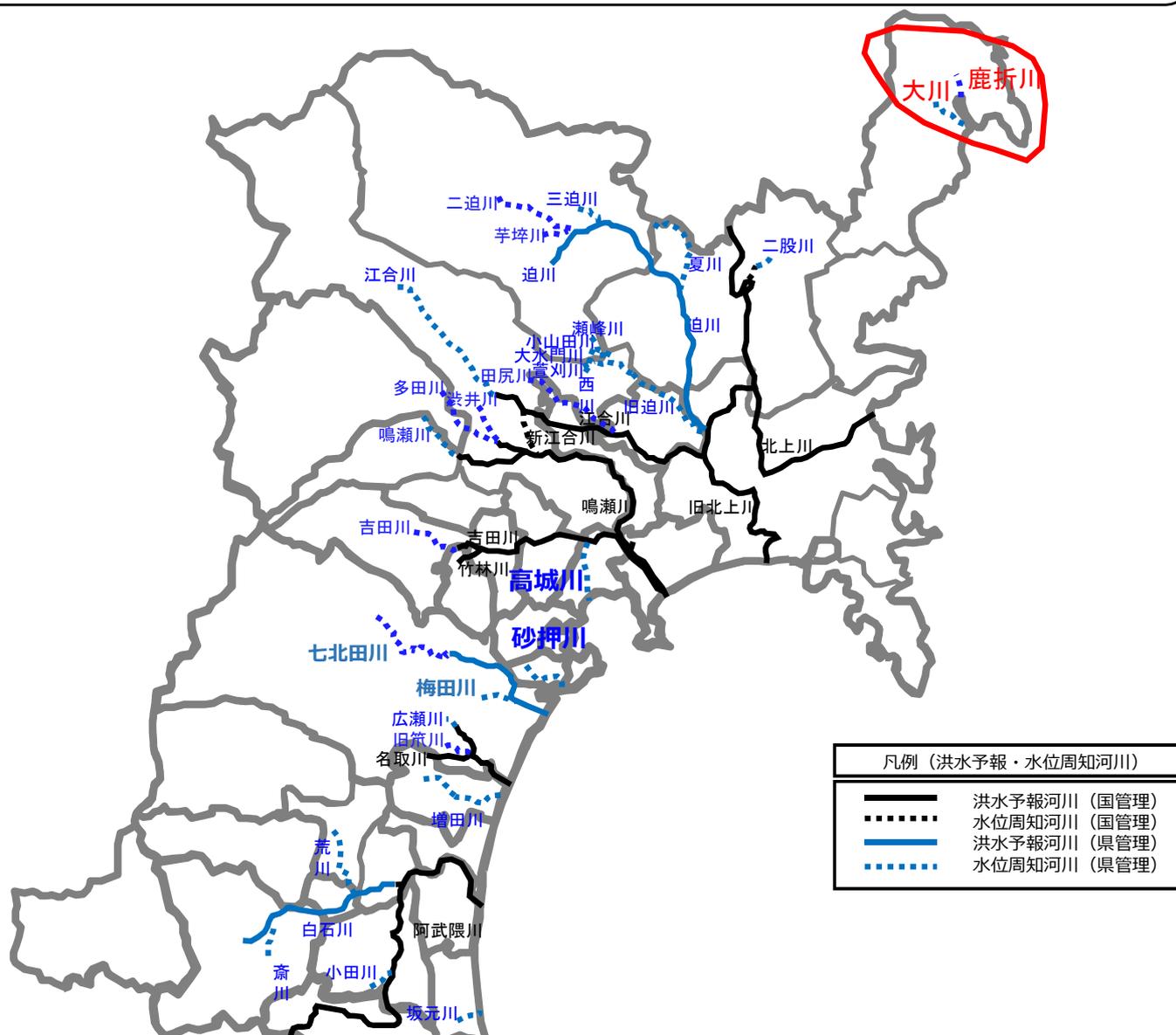
※台風の接近・上陸に伴う洪水を参考対象とした、県管理河川沿川市町村における避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）。
 ※気象・水象及びその他の事項は想定で記載しており、気象・災害の状況等によって市町村等の対応は変化し、順序も異なる。
 ※実際の災害対応等に基づき都度修正を検討する。 ※「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」、地域防災計画等を参考に作成。



凡例 □：事象 ○：対応

【経緯】

- 近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な氾濫や**水害の激甚化**が想定されており、施設計画を超える豪雨が発生した場合など「最悪の事態」を想定して、人命を守り、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要となっています。
- 平成27年5月に水防法の改正を踏まえ、現行の河川整備の将来計画とする「計画規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域から、**「想定し得る最大規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を新たに公表することとなりました。
- 水防法では、国及び都道府県が指定する洪水予報河川と水位周知河川について洪水浸水想定区域図を指定し公表することとされています。宮城県では、水防法に基づき指定された区間に加えて、一部の支川等も含めた参考図面を作成し、公表しています。



- 県管理河川では、平成30年度から水位周知河川の大川及び鹿折川において、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成中です。
- 今年度6月を目途に鹿折川、大川水系の告示・公表を行う予定。これにより、気仙沼・南三陸圏域における水防法の定めによる**洪水浸水想定区域図の作成が完了予定**。
- 今後は、**水位周知河川の追加指定等**について、水防管理者等の意向も伺いながら、検討を進めていきます。

1. 緊急点検の背景・目的

- 平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震等により、これまで**経験したことのないような事象**が起り、重要インフラの機能に支障を来すなど、**国民経済や国民の生活に多大な影響が発生**しました。
- 直近の自然災害で、インフラの機能確保に関して問題点が明らかになった事象に対して、電力や空港など国民経済・生活を支え、国民の生命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるよう、**全国で緊急点検が実施**されました。

2. 緊急点検の実施概要

- 11府省庁において、重要インフラの機能確保について、追加を含めた**132項目**の点検を平成30年10月より実施。（内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、**国土交通省**、環境省）
- 平成30年11月27日には、**緊急点検の結果及び対応方策が公表**され、同年12月14日には、緊急対策160項目を3年間で集中実施することが閣議決定しました。

<参考> 重要インフラの緊急点検に関する政府全体の動きについては、「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」HPをご覧ください。 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>

3. 河川情報の空白地帯が存在

- 全国約21,000の河川にて「河川情報の提供方法・手段等に関する緊急点検」が実施され、想定最大規模に対応した浸水想定区域図や洪水ハザードマップが作成されていない箇所が存在が判明。
- 今後、浸水想定区域図の早期作成や洪水ハザードマップの作成による対応が方策として掲げられています。

(平成31年3月末時点) ※1

項目	浸水想定区域 対象自治体		ハザードマップ作成状況		
	県管理河川	国管理河川	計画規模	想定最大規模	
市町村数	24市町村	21市町村	29市町村	10市町村※2	

※1 平成30年10月に実施した「重要インフラ緊急点検」に加え、平成31年3月までの情報に更新

※2 浸水想定区域が公表されていない河川を除いて作成を実施している自治体を含む

【補足】

- 県内の水防法に基づき作成を行う洪水浸水想定区域については、**令和元年6月までに全て公表**する予定。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算を活用して県内14の自治体が想定最大規模に対応したハザードマップの新規作成及び一部更新を今年度実施する予定。
- その他の自治体も、新たに公表される浸水想定区域等に対応したハザードマップの作成にむけて調整・実施する予定。

概要：平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行動に結びつく水災害ハザード・リスク情報共有の方法、手段等について緊急点検を行い、監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所、河川情報の空白地帯のある河川等が存在することが判明したため、切迫性のある分かりやすい河川情報や危険情報を提供するための対策方策を実施する。

府省庁名：国土交通省

全国約21,000河川の河川情報基盤
水防法に基づく洪水ハザードマップを作成・公表している約1,300自治体
想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表している47都道府県

点検を実施

①切迫性のある分かりやすい河川情報を伝える必要がある箇所

暫定堤防箇所、支川合流点など氾濫が発生する危険性が高く、人家や重要施設のある箇所の存在が判明

【対応方策】

- ・簡易型河川監視カメラ等の設置
- ・水害リスクラインの構築（一級水系）



中小河川の被災情報の多くは、現地に行って確認

水害・土砂災害に関するリアルタイムな情報が一元的に提供されていない情報サイトの存在が判明

【対応方策】

情報の一元化の観点から提供する内容を改善

②河川情報の空白地帯

想定最大規模に対応した浸水想定区域図や洪水ハザードマップを作成していない箇所の存在が判明

【対応方策】

浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成

ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所の存在が判明

【対応方策】

異常洪水時防災操作を考慮したダム下流地域の浸水想定図作成等を実施



想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップの例



1 危機管理型水位計の概要

経緯

近年の豪雨災害の特徴を踏まえ平成29年度に「全国の中小河川の緊急点検」が実施され、平成32年度を目途に推進する対策が「中小河川緊急対策プロジェクト」（平成29年12月）として国土交通省によりとりまとめられた。この中に洪水に特化した低コストの水位計（**危機管理型水位計**）の設置が位置付けられた。

目的

避難の状況判断や河川計画等の策定のための水位計の設置が進んでおらず、洪水時における河川水位等の現地把握が困難であることから、水位把握の必要性の高い中小河川において、**洪水に特化した低コストの水位計（危機管理型水位計）**を設置し、**近隣住民の避難を支援**する。

危機管理型水位計の特徴

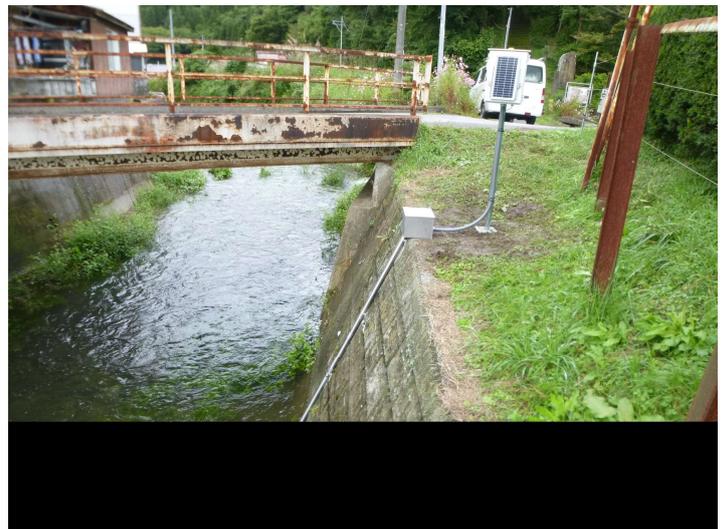
- 従来型の1/10以下の設置コスト（100万円～150万/基）
- 5年間メンテナンスフリー
- 運用システムは国機関及び自治体を構成員とした運営協議会により管理。
- 河川の水位が観測開始水位を超過すると観測を開始**し、危機管理型水位計運用協議会で運用するウェブサイト「**川の水位情報**」（<https://k.river.go.jp/>）で表示され、誰でもリアルタイムで川の水位が確認できる（「宮城県河川流域情報システム」（MIRAI）のリンク先からも閲覧可能）

2 これまでの取組内容

- 平成30年2月までに、県内全ての減災対策協議会で設置候補箇所を抽出。
- 設置箇所については、人家や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要な箇所を選定。
- 平成30年9月28日から**5箇所の先行設置箇所**で運用を開始。
- 平成31年4月1日から**県内21市町64箇所（58河川）**で運用開始。

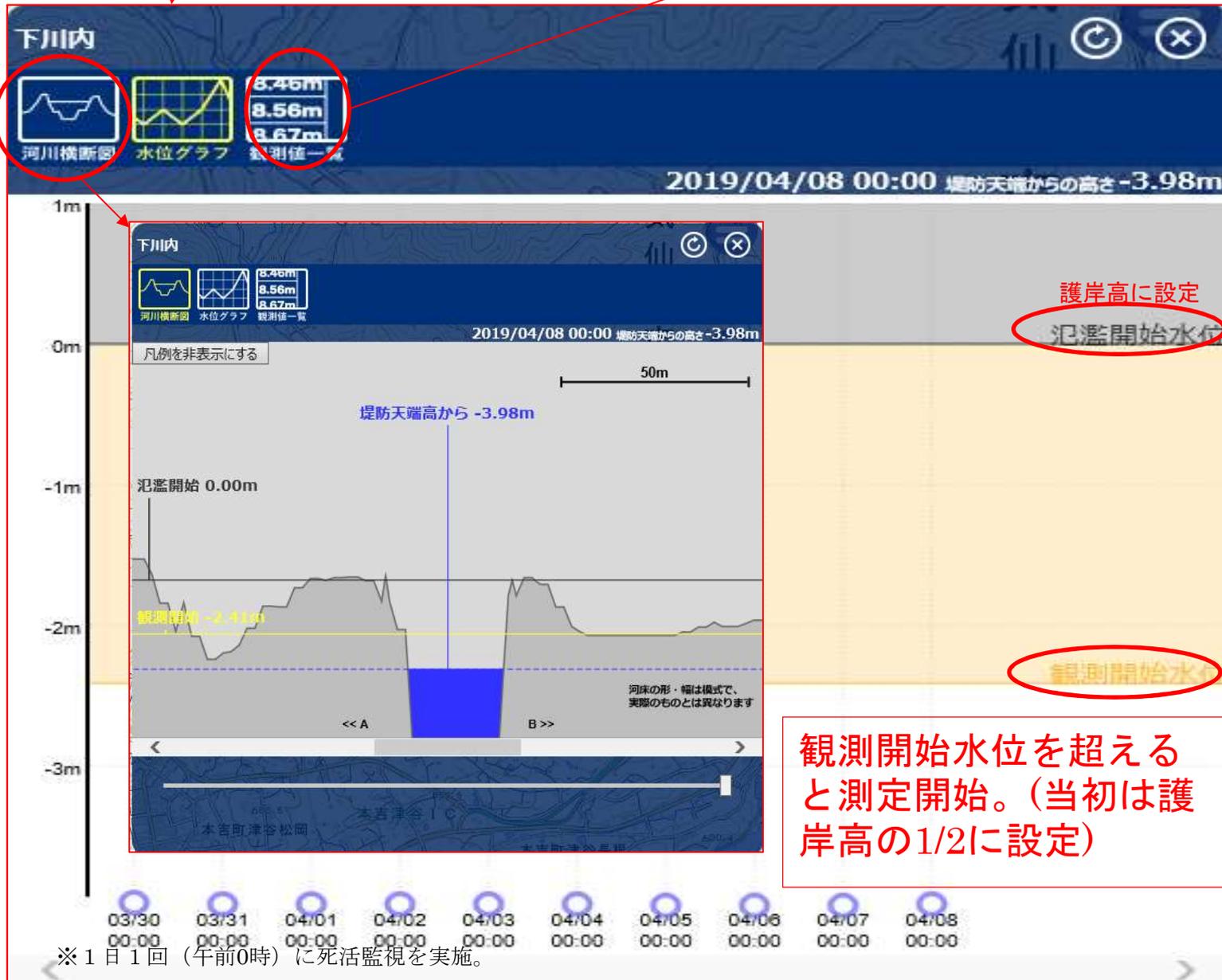
	H30. 9～	H31. 4～
運用箇所数 (累計)	5	64

河川名	水位局名
松川	松川
八瀬川	細尾
津谷川	下川内
馬籠川	舘下
折立川	戸倉町
八幡川	志津川町熊田
西戸川	戸倉広畑



設置状況写真(松川)

「川の水位情報」 表示画面



1. スマートフォン専用サイトの配信開始

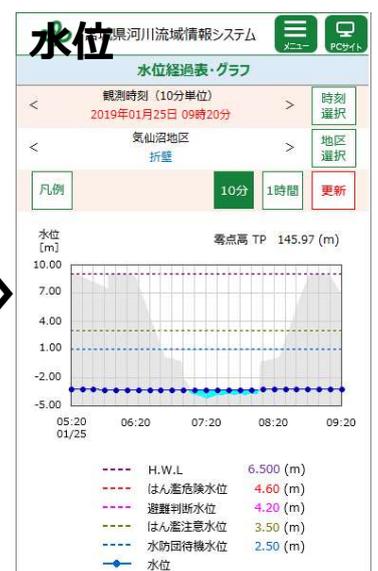
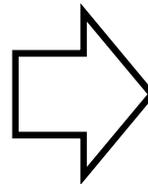
- ▶ これまで、県管理河川における水位情報については、「宮城県河川流域情報システム(MIRAI)」にて発信をしておりました。
- ▶ 現在の表示画面は、ブラウザ用となっているため、スマートフォン等で確認すると、画面サイズが合わず、確認しにくいという課題がありました。
- ▶ 全国的にも普及が進んでいるスマートフォンに対応した表示とすることで、より簡易に、より正確に情報の取得を可能とするため、**スマートフォン専用サイトを平成31年6月より配信**いたします。

スマートフォン専用サイトの構成概要

ブラウザ用画面 (現行)



スマートフォン用画面



観測所毎に縦スクロールで表示

2. 今後の取り組みについて

- ▶ スマートフォン専用サイトは、全ての方が利用できます。多くの方に利用されるように広報周知にご協力をお願いします。

ダムの異常洪水時防災操作について

<計画規模洪水における洪水調節>

「洪水に備える」

台風や大雨による洪水の起きやすい季節には、貯水位を下げて容量を確保しておき、洪水をダム貯水池に溜めるための準備をします。

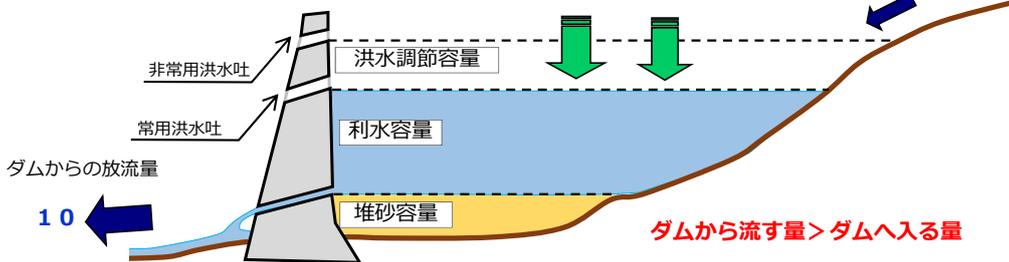
ダムの状況

洪水に備えて容量を空けておきます。

ダムへの流入量

5

下流の河川の状態



「洪水を貯込む」

大雨が降り洪水になると、ダムへ流入する洪水の一部を貯水池に溜め、下流に流しても安全な分だけダムから水を流します。

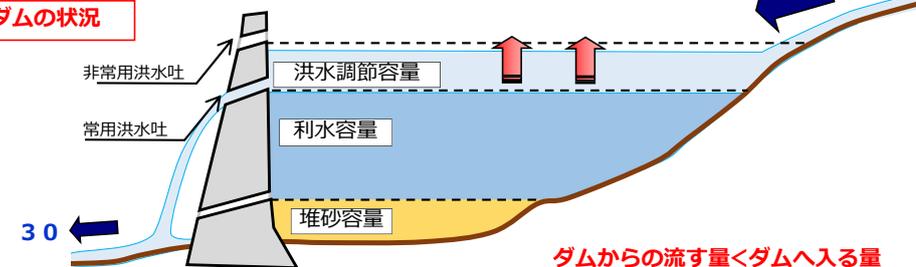
ダムの状況

洪水を溜めながら、下流へ水を流します。

ダムへ入る洪水

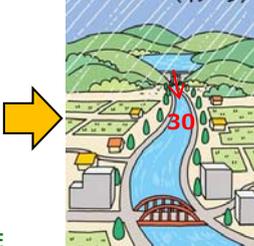
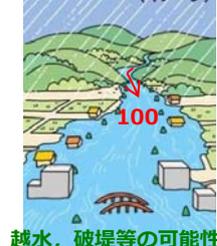
100

下流の河川の状態



ダムが無かった場合 (イメージ)

ダムで洪水調節を行った場合 (イメージ)



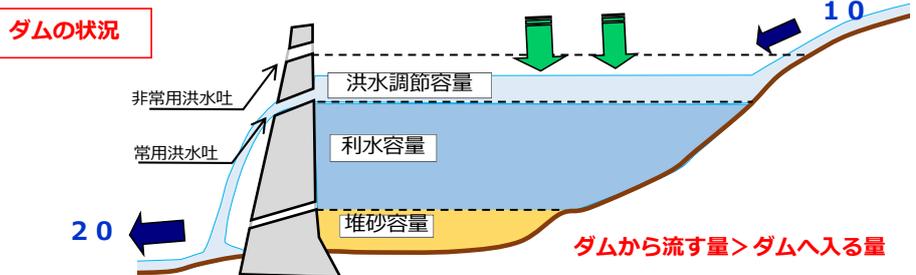
「次の洪水に備える」

洪水が過ぎ去ると、ダムへ流れ込む水量が小さくなります。貯水池は、洪水を溜めた分だけ貯水位が高くなっているため、次の洪水に備えて下流の河川の状態を見ながら、溜めた水を流して貯水池の容量を空けます。

洪水後に、次の洪水に備え、容量を空けておきます。ダムへ入る量

10

下流の河川の状態



<計画規模を超える洪水における洪水調節>

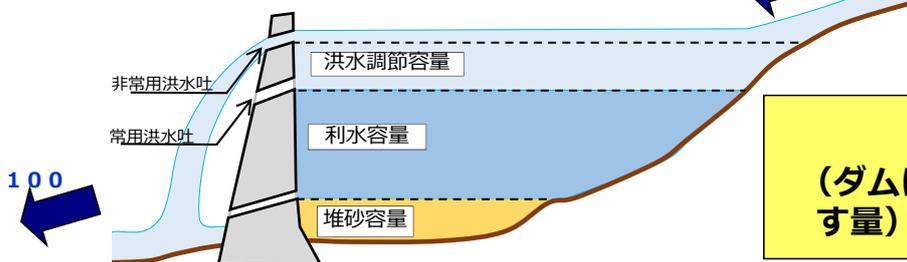
計画規模を超える洪水への対応 (異常洪水時防災操作)

異常な降雨により計画よりも大きい規模の洪水が、ダム貯水池へ流れ込むことがあります。ダムは計画どおり洪水を溜める操作を行います。ダムに溜めることが出来る量には限界があります。このようにダムが満杯になった場合には、貯水池に入ってくる洪水と同じ量を下流に流すことになります。

ダムの状況

ダムへ入る洪水

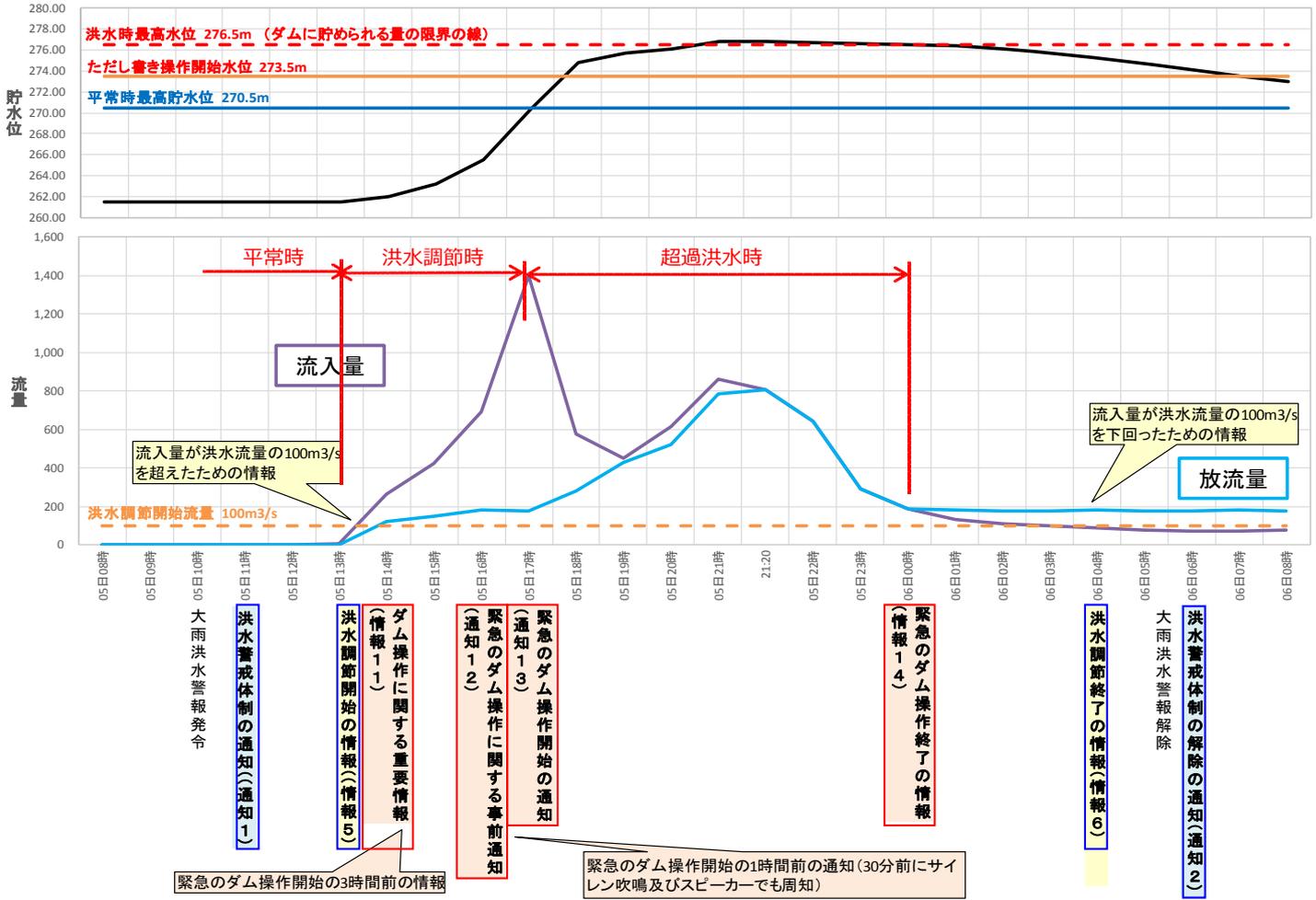
100



自然河川状態

(ダムに入る洪水 = ダムから流す量) でのダムの操作を維持

ダムの防災操作と通報のタイミング



<計画規模洪水の防災操作と通知>

内容	タイミング	通知の様式	発生の頻度
1 洪水警戒体制の通知	①洪水警戒体制に入った直後	通知 1	年に数回程度
	②洪水警戒体制を解除した直後	通知 2 - (1) 通知 2 - (2)	
2 洪水調節の情報	①洪水調節を開始した直後	情報 5	年に1~2回程度
	②洪水調節が終了した直後	情報 6	
3 放流開始の通知	①放流開始の1時間前 ※30分前にサイレン吹鳴及びスピーカー放送でも通知	通知 3	年に1~2回程度
4 急激な河川水位上昇の通知	②放流量増加による急激な河川水位上昇が想定される1時間前 ※30分前にサイレン吹鳴及びスピーカー放送でも通知	通知 4	
計画規模を超える洪水の通知および情報 (異常洪水時防災操作) (ゲート操作方式ダムと自然調節方式ダムで異なるため、別途ご説明します。)			
5 緊急のダム操作の通知および情報	※ゲート操作方式ダムの場合	※ゲート操作方式ダムの場合	年に1~2回程度
	非常用洪水吐越流に関する通知および情報	※自然調節方式ダムの場合	

<計画規模を超える洪水の防災操作と通知>

内容	タイミング	通知の様式	発生の頻度
5 緊急のダム操作の通知および情報	①緊急のダム操作開始の3時間前	情報 1 1	年に1~2回程度
	②緊急のダム操作開始の1時間前 ※30分前にサイレン吹鳴及びスピーカー放送でも通知	通知 1 2	
	③緊急のダム操作開始の直後	通知 1 3	
	④緊急のダム操作終了の直後	情報 1 4	
5 非常用洪水吐越流に関する通知および情報	①非常用洪水吐越流の重要情報 (3時間前)	情報 7	扱川ダムではこれまで通報実績はありません。
	②非常用洪水吐越流が1時間後に想定される時 ※30分前にサイレン吹鳴及びスピーカー放送でも通知	通知 8	
	③非常用洪水吐越流が開始された直後	通知 9	
	④非常用洪水吐からの越流が終了した直後	情報 1 0	

※関係機関への通知文および情報文になります。
情報文は受信確認を行いません。

1 概要

H28台風10号被害（岩手県岩泉町のグループホーム入所者9人が死亡など）などがきっかけ

○平成29年に水防法・土砂災害防止法が改正され、「洪水浸水想定区域」及び「土砂災害警戒区域」内に位置し、市町村の地域防災計画に位置付けられた「要配慮者利用施設」の管理者等に、「**避難確保計画作成等**」が義務付け

社会福祉施設、学校、医療機関など

○県では、法の改正前から、施設の管理者等を対象とした土木事務所管轄区域ごとの説明会や、実践的なワークショップなど、避難確保計画作成促進のための取組を実施

→ しかし、**避難確保計画作成率は、23%（H29年度末現在）に留まっている。**

○H30年7月豪雨では、河川の決壊や土砂災害の発生等により224人死亡という甚大な被害が発生

	H28年度末	H29年度末	増減
作成必要施設数	806	932	+126
作成済施設数	127	214	+87
作成率	15.8%	23.0%	+7.2%



庁内の関係各課が連携し、市町村及び要配慮者利用施設への支援を強化

2 これまでの取組内容

年月日	内 容
H30. 9.12	「避難確保計画作成等促進庁内連絡会議」設置
10.10	市町村説明会
11.12 ~12.11	市町村個別ヒアリング（対象市町村：洪水浸水想定区域のある29市町村）

3 市町村個別ヒアリングの結果

○市町村の主な課題

◆マンパワー不足，防災部局と民生部局・教育部局との連携が困難

○県への主な支援要望

- ◆区域内に存する要配慮者利用施設の洗出し作業
- ◆先進市町村における取組の情報提供（特に，地域防災計画に位置付ける施設の基準）
- ◆施設管理者向け説明会の実施，県所管施設への計画作成指導



4 今後の支援方針（予定）

市町村の支援二一ズ等を踏まえ、今後、次の取組を実施

支援項目	支援内容	備考
地域防災計画の改訂支援	○次の情報の提供 ・洪水浸水想定区域にある施設の一覧 ・先進市町村の取組事例・施設選定基準 ・広域的に運営している法人情報	河川課で関係課から情報を収集の上，市町村に提供
講習会の実施・支援	・市町村・施設向け講習会の開催(5/8開催) ・市町村実施の講習会の支援	市町村実施の講習会の支援は，防災砂防課，各土木事務所等と協力
施設の個別指導	・県立・県所管施設への個別説明	監査担当部署において指導監査等の項目に加える

高齢者の避難行動に対する理解促進にむけた取組について

- 「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画には、共助の仕組みの強化として自主防災組織や福祉関係
- また、平成31年3月には、「水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みについて（依頼）」にて以下の取組みが依頼されています。（詳細は別紙依頼文参照）

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する。（参加もしくは情報共有）
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する。（防災情報の掲示・設置）
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。

対応方針（案）

- 高齢者福祉部局と、本協議会に関する情報の共有方法について調整。
- 高齢者福祉部局と、地域包括支援センターへハザードマップ等の防災関連情報の提供及び設置について調整。
- 事務局にて上記の取組内容について提供方法や進捗状況をとりまとめ、協議会の場にて共有。

介護保険推進班

差出人: 宮城県長寿社会政策課介護保険推進班 <kaigos@pref.miyagi.lg.jp>
送信日時: 2019年3月8日金曜日 9:14
宛先: kaigos@pref.miyagi.lg.jp
件名: 【厚労省より】水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）
添付ファイル: 各地方における問い合わせ先.xls; 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）.pdf

各市町村介護保険担当課 ご担当者様

お世話になっております。
宮城県長寿社会政策課の南です。

標記につきまして、下記のとおり厚生労働省から情報提供がありましたので
ご承知いただきますとともに、貴管内の地域包括支援センター等と情報共有願います。

よろしく申し上げます。

.....
宮城県保健福祉部長寿社会政策課
介護保険推進班 南 広貴
TEL 022-211-2554
FAX 022-211-2596
E-mail minami-hi819@pref.miyagi.lg.jp
.....

From: 地域包括 ケアシステム(houkatsu-care) <houkatsu-care@mhlw.go.jp>
Sent: Thursday, March 7, 2019 8:34 PM
Subject: 【通知】水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について(依頼)

各都道府県高齢者福祉主管課(部) 御中

日頃より、高齢者福祉行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 30 年 7 月豪雨を受けて中央防災会議 防災対策実行会議の下に設置された「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の提言に基づき標記取組を実施することとなりました。
つきましては、貴管内市町村(政令市を含む)及びケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

また、本取組は大規模氾濫減災協議会※において高齢者福祉に関わる機関との連携を図るものであるため、各地域の大規模氾濫減災協議会に関する問い合わせ先を送付いたしますので適宜ご活用願います。

※大規模氾濫減災協議会については、下記をご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001189357.pdf#search=%27%E5%A4%A7%E8%A6%8F%E6%A8%A1%E6%B0%BE%E6%BF%AB%E6%B8%9B%E7%81%BD%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A%27>

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
担当 桜井、石山

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-5253-1111 (内線 3982・3986)

FAX: 03-3503-7894

Mail: hokatsu-care@mhlw.go.jp



老振発 0307 第 1 号
国水環 第 195 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公印省略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組^{*}の実施及びその状況を共有する

※取組例

- ▶ 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ▶ ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- ▶ 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 桜井（内線 3982）

TEL : 03-5253-1111（代表） FAX : 03-5292-7894

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峰（内線 35453）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1603

1. 洪水氾濫に対応した樹木伐採・河道掘削等を実施

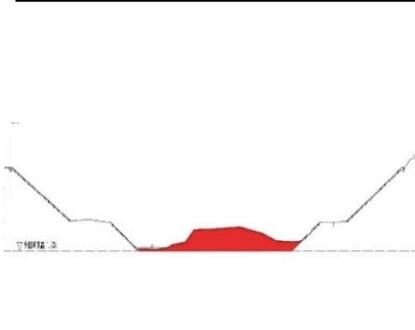
【取組内容】

- 平成30年度に実施した現況調査結果を踏まえて策定した下記目標達成に向け、防災・減災、国土強靱化予算を活用しながら、住宅地の近郊など優先度の高い箇所について、引き続き重点的に取り組んでいく。

県管理河川全体における堆積土砂撤去・支障木伐採箇所

- 【堆積土砂撤去】**（平成32年度までに解消）
○都市部や市街地の河川の阻害率2割以上の箇所
16河川，18箇所（V＝約44万m³）
- 【支障木伐採】**（平成32年度までに解消）
○都市部や市街地の河川の阻害率2割以上の箇所
14河川，15箇所（A＝約59万m³）

○堆積土砂撤去事例（梅田川）



着手前



完了

2. 気仙沼・南三陸圏域における取組

